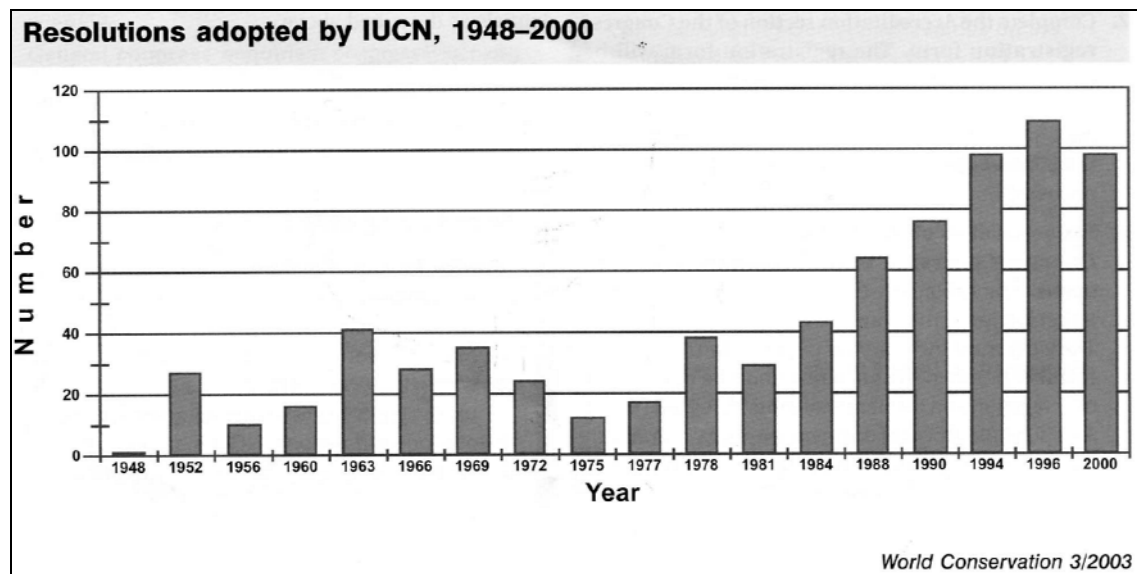


発議（Motion：決議、勧告）の決定

IUCN の運営の革新的部分は、会員会合に参加したメンバーによる決定である。この決定に至る手続きは、決議や勧告、IUCN プログラムの改訂などの発議(Motion)を立案し、補完し、採択することである。

1948 年フランスのフォンテーヌブローで、はじめての総会が開かれてから第 2 回世界自然保護会議（2000 年、アンマン、ヨルダン）までに、会員によって 766 の決議や勧告が採択された。決議にはユネスコに自然保護を促進するよう求めるものもあり、2000 年のアンマン会議では、政策や計画、統治など自然保護のそれぞれの課題に着目した 98 の決議と勧告が採択された。下図は 1948 年から 2000 年までの IUCN 総会で採択された決議や勧告数の推移である。



記念碑的決議

これまで IUCN の発議は、自然保護共同体の進化と発展に先進的な道標となり、また、組織の発展をガイドする上で実質的な影響を持つようになった。1952 年の第 2 回総会では、決議 2.22 が会員によって採択され、IUCN の発展や行動の指針となる中心的な価値の枠組みを行っている。決議によれば「効果的な自然の保護と保全は、多くの個人や集団、機関（民間や公的部門、都市と農村、農業と工業）の協同を必要とする。」それゆえ、緊密な協力のもとでの解決が必要とされ「共同体や自然地域の人々の間で、衝突が増えている集団との間で、民間部門と公的関心との間で」自然保護の問題についてのよりよい理解を図っていくことが必要とされる。そして「協働する人々は自然保護と資源利用に対して強力で効果的な力を提供し、それは人々の現在の欲求を満たしつつ、長期的な自然保護の目標を達成すると確信する」と表現されている。

1952 年に IUCN 会員は、自然保護の目標を達成するための中心的な戦略として、保護地域の確立を求めた（決議 3.05）。1958 年の勧告 6.10 では、世界の保護地域に関するリストを国連に準備するよう求め、1969 年には保護地域国連リストが改訂されて、国立公園のスタンダードな定義を準備するという要求にそって、承認された。

北極から熱帯、全てのバイオームや大陸にかけて、そして植物や哺乳類、鳥類、両生類、は虫類の種の保護や保全のための決議や勧告が 1952 年に採択されて以降、145 以上の発議が採用された。

発議には種の保護を強化するために設計された国際協定の設立につながったものもある。1963

年、会員によって採択された決議 8.05 (絶滅のおそれのある種や希少種の輸出・移動・輸入に対する規制の確立を目的とした国際条約の立案を提言した)は、1973年に採択された「絶滅のおそれのある野生動植物種の国際取引に関する条約 (CITES)」につながった。1972年に始まるいくつかの発議 (11.03) で、IUCN は会員にラムサール条約の批准と支援を求めた。決議 11.15 (生息域が広大な種の保護) は 1983 年の CMS (ボン条約) や北極圏国によるホッキョクグマの保護に関する協定 (同年 11 月) の採択につながった。1990 年には、会員は、生物多様性条約 (決議 18.28) や気候変動条約 (決議 18.22) の確立に対する支援を表明し、その 2 年後リオ地球サミットにおいてこの条約は採択されることとなった。

近年では、例えば G A T T のような貿易協定に対して環境問題への説明責任を求めた。

重要な自然保護の課題に関しては、1952 年からこれまでにダムに関する 18 の発議が採択され、保護地域へのダムの脅威に注意するよう呼びかけている。鉱工業や採鉱業に焦点を当てた決議・勧告は 1978 年以降で 21 ある。初期の発議はオセアニアの採鉱業に関するものであったが、近年の会員会合では、保護地域内での採鉱業に注目が集まっている。

決議のプロセス

理事会の提案によると、第 3 回世界自然保護会議決議ワーキンググループ (RWG) に対する準備として、決議プロセスをより効果的にするよう努力しながら、会員の権利が守られるようにいくつかのステップが設定されている。3 つの大枠の発議カテゴリーが自然保護会議の配慮として承認された (ボックス 1 参照)。会議での議論を求める発議を提出するさいの IUCN 規定上の要請はボックス 2 に示した。

RWG は新たな発議の提出を行う際に要請される規約を尊重しつつ、自然保護会議のウェブサイト上で会員の参考になるいくつかのツールを提供している。これらのツールは、「発議準備のためのガイド」や発議の提出を支援するための形式、前回採択された決議・勧告のリスト、全ての発議提出に関係する基礎的情報などが含まれている (これらは、<http://www.iucn.org/about/resolutions.htm> でみられる)。今回、IUCN 地域委員会や国内委員会は、事務局に提出する前に発議案を検討するよう求められている。会員間、特に複数地域がかかわる発議、共通の関心事となるようなトピックについては、提出前に、いっそうの議論が求められるだろう。発議のテーマに関する背景情報をまとめた「補足説明のための覚書 (explanatory memorandums)」の利用が促進されるだろう。この補足説明のための覚書は、発議と一緒に回覧され、規定に書かれているように議論や投票がされるわけではない。

文案が技術的に正確であり、そのトピックがすでにこれまでの決議や勧告で議題とされていないことを確認するため、全ての発議は検討される。いくつかの例では、プログラムに関係して提出された発議がすでに計画で適用されている場合や計画内に取り入れることが出来る場合は、RWG は提案者に発議を撤回するよう求めることもある。

政策やプログラム、統治に関する発議は IUCN の中心的な統治に取り入れられるようコンタクトグループセッションで最も優先的に取り扱われるだろう。

決議チーム事務局は、発議の補足や発議案の作成、技術的な用語の修正、必要であれば、地域間議論の調整を行ない、提案者を支援するだろう。気兼ねなく IUCN 事務局に問い合わせたい (resolutions@iucn.org)。コミュニケーションの調整、主題や発議提案者に関する情報は提出基準 (submission criteria) が変更されればすぐにウェブ上に掲載される。最後に、同様のトピックで発議案を受け取った場合は、RWG は統合発議の準備するよう提案者に求め、支援するだろう。

ボックス1 第3回世界自然保護会議で議論される発議 (Motion) のカテゴリー

- 1、**IUCNへの発議** 採択された際には**決議(Resolution)**となる。
 - A,**統治に関する発議** はIUCNの組織や統治に着目したものである。
例えば、新たな委員会の設立や公式言語の採用など
 - B,**政策に関する発議** は自然保護のトピックに関してIUCNの立場をはっきりと表明する
というものである
例えば、持続可能な利用やジェンダーなど
- 2、**IUCNプログラムへの発議** 採用された際には、プログラムの**改正 (Amendments)** や4
カ年計画(Intersessional Program) の変更の要求となる。
例えば、重点テーマや重点地域の追加、削除など
- 3、**第三者に対する発議** 採用された際には**勧告(Recommendation)**となり、主に、IUCN外
の第三者に活動を求めるものとなる
 - A,**政策関係の発議** 例えばIUCN政策や条約締約国への基準、特定の部門とのコミュニケー
ションなど
 - B,**種や地域、イベントなどに特化した発議** 例えば特定の種の保護の呼びかけ、新しい保護地
域の設立の呼びかけ、特定の会合への技術的な貢献など

ボックス2 第3回世界自然保護会議の決議プロセスに関する規定

- 1、自らの組織の他に少なくとも2団体以上のIUCN会員が共同で提出するものであれば、投票資格を持つ会員はすべて発議を提出することができる
- 2、発議は、これまでの会議や会員会合で採択された決議や勧告で扱われていないトピックやすでに採択されたトピックでないものでなければならない。ただし、十分に実行されていないものについてはこの限りではない。これまでの発議についてはIUCNのウェブサイトで見
る事ができる (<http://www.iucn.org/about/resolutions.htm>)
- 3、発議は、事務局長までに郵便、ファックス、emailで提出されなければならない。
- 4、発議の提出期限は2004年7月20日である。

RWGによって承認された発議は、IUCNの公式言語に翻訳され2004年9月21日までにメンバーに回覧される。(会議が始まる60日前)